

(仮称) 小谷城スマート I C 周辺 6 次産業化拠点構想懇話会開催要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、(仮称) 小谷城スマート I C 周辺 6 次産業化拠点構想 (以下「拠点構想」という。) 策定のため、(仮称) 小谷城スマート I C 周辺 6 次産業化拠点構想懇話会 (以下「懇話会」という。) を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第 2 条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 拠点構想の検討
- (2) その他、拠点構想の策定に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第 3 条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第 4 条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第 5 条 懇話会の開催期間は、拠点構想の策定が完了するまでとする。

(推進部会)

第 6 条 拠点構想策定を効率的に行うため、懇話会に推進部会を置く。

- 2 推進部会は、懇話会に所属する団体等から選出された者又は市長が指名した者で構成する。
- 3 推進部会は、懇話会の決定事項を具体的に検討・推進するものとする。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、産業観光部商工振興課産業観光プロジェクトグループにおいて処理する。

(補則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。